

元文科高第 492 号
障発 1023 第 3 号
令和元年 10 月 23 日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{国公私立大学長} \end{array} \right\}$ 殿

文部科学省高等教育局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

「公認心理師法第 7 条第 3 号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）第 7 条第 3 号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等については、「公認心理師法第 7 条第 3 号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について」（平成 30 年 1 月 31 日 29 文科初第 1390 号・障発 0131 第 2 号）により実施されてきたところ、今般、別添のとおり改正したので、これらの趣旨を御理解いただくとともに、都道府県知事におかれでは、都道府県教育委員会、管内市区町村、関係団体等に周知願いたい。

[本件担当]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室
電話：03-5253-1111（内線 3113、3112）

○ 公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について【新旧対照表】

別添	改 正 後	現 行		(下線部が変更部分)
		別添	別添	
	公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について	公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について		
第1～第3	(略)	第1～第3	(略)	
第4 提出書類	申請に当たって、申請者は以下の書類を提出すること。	申請に当たって、申請者は以下の書類を提出すること。	申請に当たって、申請者は以下の書類を提出すること。	
1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)	
3 以下の(1)から(4)までの書類のうち、いざれか一つ	3 以下の(1)から(4)までの書類のうち、いざれか一つ	3 以下の(1)から(4)までの書類のうち、いざれか一つ	3 以下の(1)から(4)までの書類のうち、いざれか一つ	
(1) 住民票の写し (本籍地(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号が記載されていないもの。)	(1) 住民票(本籍地(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号が記載されていないもの。)	(1) 住民票(本籍地(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号が記載されていないもの。)	(1) 住民票(本籍地(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号が記載されていないもの。)	
(削除)				
4 卒業した外国の大学又は課程を修了した外国の大学院の入学資格(修業年限)及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類(第3の1を満たすことを明らかにした部分)	4 卒業した外国の大学又は課程を修了した外国の大学院の入学資格(修業年限)及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類(第3の1を満たすことを明らかにした部分)	4 卒業した外国の大学又は課程を修了した外国の大学院の入学資格(修業年限)及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類(第3の1を満たすことを明らかにした部分)	4 卒業した外国の大学又は課程を修了した外国の大学院の入学資格(修業年限)及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類(第3の1を満たすことを明らかにした部分)	
5 第1の審査対象者の区分に応じてそれぞれ以下に掲げる書類(1) 第1の1に該当する者	5 第1の審査対象者の区分に応じてそれぞれ以下に掲げる書類(1) 第1の1に該当する者	5 第1の審査対象者の区分に応じてそれぞれ以下に掲げる書類(1) 第1の1に該当する者	5 第1の審査対象者の区分に応じてそれぞれ以下に掲げる書類(1) 第1の1に該当する者	
① (略) ② 卒業した大学等の成績証明書 ③ (略) ④ 課程を修了した外国の大学院の成績証明書並びに履修した専	① (略) ② 卒業した大学等の成績証明書 ③ (略) ④ 課程を修了した外国の大学院の成績証明書並びに履修した専	① (略) ② 卒業した大学等の成績証明書 ③ (略) ④ 課程を修了した外国の大学院の成績証明書並びに履修した専	① (略) ② 卒業した大学等の成績証明書 ③ (略) ④ 課程を修了した外国の大学院の成績証明書並びに履修した専	

改 正 後	現 行
<u>門科目の内容及び時間数を明らかにした書類</u>	にした書類
(2) 第1の2に該当する者 ① (略) ② 卒業した外国の大学の成績証明書並びに履修した専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類 ③ (略) ④ 課程を修了した日本的大学院の成績証明書	(2) 第1の2に該当する者 ① (略) ② 卒業した外国の大学の教科課程及び時間数を明らかにした書類 ③ (略) ④ 課程を修了した日本的大学院の教科課程及び時間数を明らかにした書類
(3) 第1の3に該当する者 ① (略) ② 卒業した外国の大学の成績証明書並びに履修した専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類 ③ (略) ④ 第1の4に該当する者 ① (略) ② 卒業した外国の大学の成績証明書並びに履修した専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類 ③ (略) ④ 課程を修了した外国の大学院の成績証明書並びに履修した専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類	(3) 第1の3に該当する者 ① (略) ② 卒業した外国の大学の教科課程及び時間数を明らかにした書類 ③ (略) ④ 第1の4に該当する者 ① (略) ② 卒業した外国の大学の教科課程及び時間数を明らかにした書類 ③ (略) ④ 課程を修了した外国の大学院の教科課程及び時間数を明らかにした書類
(4) 第1の5に該当する者 ① (略) ② 卒業した外国の大学の成績証明書並びに履修した専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類 ③ (略) ④ 課程を修了した外国の大学院の成績証明書並びに履修した専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類	(4) 第1の5に該当する者 ① (略) ② 卒業した外国の大学の教科課程及び時間数を明らかにした書類 ③ (略) ④ 課程を修了した外国の大学院の教科課程及び時間数を明らかにした書類
(5) 第1の6に該当する者 ① (略) ② 課程を修了した外国の大学の成績証明書並びに履修した専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類 ③ (略) ④ ③に関する根拠法令等 (当該心理職資格が国家資格である場合に限る。)	(5) 第1の6に該当する者 ① (略) ② 課程を修了した外国の大学の成績証明書並びに履修した専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類 ③ (略) ④ ③に関する根拠法令等 (当該心理職資格が国家資格である場合に限る。)
6・7 (略)	6・7 (略)
8 旧姓が記載された公的な証明書 (公認心理師試験受験資格認定願「様式1」及び履歴書「様式2」に記載されている氏名と、その他の書類に記載されている氏名が異なる場合に限る。)	8 (新設)
※ 注意事項 1 (略)	※ 作成上の注意 1 (略)

改	正	後	現	行
2 認定申請は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に、申請者本人が提出書類を持参し、内容の確認を受けること。ただし、申請者本人による持参が困難な場合は、送付又は代理人による持参も可能とする。書類を持参する場合は、持参日時について必ず担当者の約束を取り付けること。約束がない場合、対応ができないことがあるので注意すること。送付の場合は、配達状況が追跡できる方法で送付すること（締切当日消印有効。）			2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、全て日本語訳を添付すること。	
3 第4の提出書類のうち外國語で記載されているものは、全て日本語訳を添付すること。			3 必要書類の4及び5については、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。	
4 第4の提出書類のうち、3(3)、4及び5((1)①、②、(2)③、④及び(3)③を除く。)については、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明書を併せて提出すること。確認を受ける書類は、第4の提出書類の項目に記載されている番号の番号を揃え、原文、日本語訳の順にした上で、各ページに通し番号を振ること。また、公的な機関において、証明書及び確認を受けた書類全てを容易に書ききれない方法で一冊にとじてもらうこと。なお、当該国の大使館、領事館とは、外国に所在する日本国の大企業及び領事館ではないので注意すること。			4 必要書類の5及び6については、写しとともに各原本を持参すること。なお、原本は照合後に返還する。	
5 第4の提出書類のうち、5(1)①若しくは(2)③において修正証書の写しを提出する場合は、(3)③及び6については、当該提出書類の原本を持参すること。送付する場合は、照合後に原本を返還すること。なお、送付する場合は、封筒には宛名（「様式1」公認心理師試験受験資格認定願に記載の郵便物送付先（国内連絡先）及び赤字で「簡易書留」と記載し、郵送に必要な額の切手を貼付しておくこと。			5 認定申請は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に対して行うこと。必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。申請のため同室に来室する際は、日時にについて必ず担当者の約束を取り付けること。約束がない場合、対応ができないことがあるので注意すること。	(削除)

	改	正	後	現	行
6 認定申請を行おうとする者は、あらかじめ厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心理公認心理師制度推進室に相談することが望ましい。				(新設)	

[様式1]

公認心理師試験受験資格認定願

公認心理師試験受験資格認定願
〔様式1〕

ふりがな				申請前6か月以内に 既婚正面で撮影した 4.5×3.5cmの写真の 裏面に氏名・生年月 日を記入して、はが れないようとにじり付 けてください。			
氏名	姓	名		生年月日	西暦	年月日	性別
生年月日	年	月	日	性別			
本籍地 (外国籍の者は国籍)				国(本)籍			
卒業大学名 及び その在学期間	(年 月 ~ 年 月)			卒業大学名 及び その在学期間	(年 月 ~ 年 月)		
課程修了大学院名 及び その在学期間	(年 月 ~ 年 月)			課程修了大学院名 及び その在学期間	(年 月 ~ 年 月)		
現住所	TEL	E-mail		現住所	TEL	TEL	〒
郵便物送付先 (国内連絡先)	TEL		(純柄)	郵便物送付先 (国内連絡先)	TEL	(純柄)	〒
該当審査対象者区分 ※「第1審査対象者」 から1つ又は複数を 記載				該当審査対象者区分 ※「1. 審査対象者」 の1から5までの1、 ずれかを記載			
該当審査対象者区分 がらの場合、取得し た外国の心理職資格 名及び取得年月 ※年は全て西暦で記入すること				該当審査対象者区分 がらの場合、取得し た外国の心理職資格 名及び取得年月 ※年は全て西暦で記入すること			

公認心理師試験を受験するため、別添のとおり関係書類を添えて資格認定を申請する。

年 月 日
文部科学大臣 厚生労働大臣 殿年 月 日
文部科学大臣 厚生労働大臣 殿

公認心理師試験を受験するため、別添のとおり関係書類を添えて資格認定を申請する。

ふりがな				申請前6か月以内に 既婚正面で撮影した 4.5×3.5cmの写真の 裏面に氏名・生年月 日を記入して、はが れないようとにじり付 けてください。			
氏名	姓	名		生年月日	西暦	年月日	性別
生年月日	年	月	日	性別			
本籍地 (外国籍の者は国籍)				国(本)籍			
卒業大学名 及び その在学期間	(年 月 ~ 年 月)			卒業大学名 及び その在学期間	(年 月 ~ 年 月)		
課程修了大学院名 及び その在学期間	(年 月 ~ 年 月)			課程修了大学院名 及び その在学期間	(年 月 ~ 年 月)		
現住所	TEL	E-mail		現住所	TEL	TEL	〒
郵便物送付先 (国内連絡先)	TEL		(純柄)	郵便物送付先 (国内連絡先)	TEL	(純柄)	〒
該当審査対象者区分 ※「第1審査対象者」 から1つ又は複数を 記載				該当審査対象者区分 ※「1. 審査対象者」 の1から5までの1、 ずれかを記載			
該当審査対象者区分 がらの場合、取得し た外国の心理職資格 名及び取得年月 ※年は全て西暦で記入すること				該当審査対象者区分 がらの場合、取得し た外国の心理職資格 名及び取得年月 ※年は全て西暦で記入すること			

